

さつま町職員の兼業許可等に関する運用基準

1 目的

本町は、職員が地域社会の一員として多様な活動に参加し、地域の活性化、町民との協働、職員自身の成長を促進することを重要な価値と位置づける。

一方で、公務の中立性・公正性・信頼性を確保するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条及びさつま町職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成17年さつま町規則第27号。以下「規則」という。）に基づき、職員の兼業について必要な基準を定める。

本基準は、次の事項を目的とする。

- (1) 地域貢献活動や社会的意義のある活動への参加促進
- (2) 職員の能力向上、多様な経験の獲得
- (3) 公務の公正性・能率・品位の確保
- (4) 透明性の高い兼業制度の構築
- (5) 職員の健康確保と長時間労働の防止
- (6) 町民から見て理解しやすい制度運用の実現

2 対象職員

- (1) 本基準の対象となる職員の範囲は、次のとおりとする。

ア 法第3条第3項に規定する一般職の職員

イ 任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員

- (2) 対象職員ごとの判断基準は、次のとおりとする。

ア 管理職相当職員については、職務の性質上、より慎重な判断を行う。

イ 任期付職員、再任用職員については、本基準に準じて取り扱う。

ウ パートタイム会計年度任用職員については、本基準の対象外とする。

エ 研修期間中の職員、採用後一定期間（原則3年未満）の職員については、職務への影響を考慮し、許可を慎重に判断する。

3 定義

この運用基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「兼業」とは、職員が本務以外の活動に従事し、報酬の有無を問わず継続的な労務提供を行うことをいう。
- (2) 「営利企業」とは、株式会社、合同会社、個人事業主その他営利を目的とする事業体をいう。
- (3) 「自営」とは、職員が自ら事業を営むことをいい、不動産賃貸、駐車場経営、農業、太陽光発電等を含む。
- (4) 「地域貢献活動」とは、NPO、自治会、地域団体、スポーツ団体等が行う公益性の高い活動をいう。

- (5) 「休憩時間の確保」とは、職員が心身の健康を維持し、翌日の勤務に支障が生じないように、勤務終了後から次の勤務開始までに十分な休憩を確保することをいう。

4 許可が必要となる兼業の範囲

次のいずれかに該当する場合、任命権者の許可を要する。

- (1) 営利企業の役員、従業員その他これに類する地位を兼ねる場合
- (2) 自ら営利企業を営む場合（個人事業主を含む。）
- (3) 報酬を得て事業または事務に従事する場合
- (4) 報酬の有無にかかわらず、継続的な労務提供を行う場合
- (5) 地域団体、NPO、公益法人等での活動で、報酬が発生する場合
- (6) 不動産賃貸、駐車場経営、太陽光発電、農業等の自営行為
- (7) その他、任命権者が兼業に該当すると認めるもの

5 許可の判断基準

(1) 職務への影響

- ア 本務の勤務時間に影響を及ぼさないこと。
- イ 心身の疲労により職務能率が低下するおそれがないこと。
- ウ 兼業時間が次の上限時間を越えないこと。
週8時間、月30時間、勤務日は1日3時間
- エ 繁忙期等においては、所属長が必要に応じて見直しを求めることができる。
- オ 兼業により、翌日の勤務に支障が生じないように、十分な休憩時間が確保されていること。

(2) 利害関係の有無

- ア 本務と兼業先の間に直接的又は間接的な利害関係がないこと。
- イ 本務で得た情報を兼業先が利用するおそれがないこと。
- ウ 本務の相手方となる企業での兼業は認めない。
- エ 所属部署の業務内容に応じ、利害関係の判断は個別具体に行う。
- オ 自営の場合も、本務との利害関係を個別に判断する。

(3) 公務の信用保持

- ア 職員の品位を損なうおそれがないこと。
- イ 公務員の地位を利用した不適正な報酬がないこと。
- ウ 反社会的勢力との関係がないこと。
- エ 町民から見て不適切と受け取られるおそれがないこと。

(4) 健康確保

- ア 長時間労働につながらないこと。
- イ 医師の指導がある場合はそれに従うこと。
- ウ 兼業により睡眠時間が著しく減少することがないこと。
- エ 兼業により、翌日の勤務に支障が生じないように、十分な休憩時間が確保されていること。

ること。

6 自営に関する基準

次のいずれかに該当する場合は「自営」として許可を必要とする。

(1) 不動産賃貸

- ア 5棟以上又は10室以上の賃貸
- イ 年間収入が500万円以上の場合
- ウ 管理業務を自ら行う場合

(2) 駐車場経営

- ア 10台以上の駐車場を自ら管理する場合
- イ 管理委託していても、年間収入が80万円以上の場合

(3) 太陽光発電

- ア 出力50kW以上の設備を保有する場合
- イ 自宅以外の場所に設備を設置し、継続的に売電収入がある場合

(4) 農業

- ア 農産物販売による年間収入が150万円以上の場合
- イ 耕作面積が30a以上の場合

7 許可しない基準

規則第2条に規定するもののほか、次のいずれかに該当する場合は、原則として許可しない。

- (1) 本務と兼業先の上に利害関係がある場合
- (2) 本務で担当する業務と兼業内容が類似し、公正性に疑念が生じる場合
- (3) 兼業先が本務の行政指導・監督の対象となる場合
- (4) 兼業の内容が公序良俗に反する場合
- (5) 事業の経営責任者（代表者・役員等）となる場合
- (6) 兼業の実態が不明確で、労務提供の範囲が特定できない場合
- (7) 深夜帯の長時間労働など、健康を著しく損なうおそれがある場合
- (8) 兼業により十分な休憩時間が確保できない場合
- (9) 職員の自発的意思によらない兼業（強制・圧力等）が疑われる場合

8 グレーゾーンの具体例

(1) 許可される可能性が高い例

- ア 地域スポーツ団体の指導者（少額の謝金あり）
- イ NPOでのイベント運営補助員
- ウ 農業の手伝い（季節的・短時間）
- エ 書道教室・ピアノ教室などの自営（少人数・短時間）
- オ 地域の祭り・行事の運営補助員（報酬が発生する場合）

- カ オンライン講座の講師（単発・少額）
- キ 翌日の勤務に支障が生じない範囲での副業

(2) 許可されない例

- ア 本務において取引関係のある企業でのアルバイト
- イ 本務における行政指導・監督対象の事業者での勤務
- ウ 深夜帯の長時間労働を伴う兼業
- エ 事業の経営責任者としての関与
- オ 本務の情報を利用する可能性がある活動
- カ 高額報酬が不自然な活動（地位利用の疑い）
- キ 翌日の勤務に支障が生じるおそれがある活動

9 許可手続

(1) 申請

営利企業の従事許可申請書（規則別記様式）を提出する。
必要に応じて兼業先の資料等を添付する。

(2) 審査

任命権者は、本基準に基づき審査を行う。
必要に応じて所属長、人事担当が協議する。

(3) 許可期間

原則として1年以内とする。
必要に応じて更新時に実態報告を求める。

(4) 変更・取消

兼業内容に変更が生じた場合は再申請を要する。
法令違反又は基準違反が判明した場合は許可を取り消すことがある。

10 消防団員との兼職

消防団員との兼職については、営利企業等の従事許可申請は不要とする。（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定において、消防団員との兼職について規定されており、同条第2項において法第38条第1項に基づく任命権者の許可は不要とされているため。）

11 その他

本基準は、町民との協働を進める観点から、町ホームページで公表する。

附 則

- 1 この運用基準は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この運用基準の施行日以降について、この運用基準の施行日の前日までに許可を受けているものについては、この運用基準により許可を受けたものとみなす。